

第53回農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会 審議概要

平成22年1月25日(月)

開催日及び場所	平成21年3月16日(月)農林水産省研修室		
委員	春田 浩司(社団法人役員) 秋山 哲一(大学教授) 南 一誠(大学教授)		
審議対象期間	平成20年10月1日~平成20年12月31日		
抽出案件	総件数 7件		(備考)
【工事】		【建設コンサルタント】	
一般競争	2件	公募型競争	0件
公募型指名競争	0件	簡易公募型競争	0件
工事希望型指名競争	0件	通常指名競争	1件
通常指名競争	2件	公募型プロポーザル	0件
随意契約	1件	簡易公募型プロポーザル	0件
変更契約	0件	随意契約	0件
		変更契約	1件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		
〔これらに対し部長が講じた措置内容〕	〔 〕		

事務局：農林水産省大臣官房経理課総務班

別紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(契約方式別発注一覧表関係)</p> <p>1 ③のイ「その他一般建築工事以外」の工種内訳の中で電気通信工事が1件あるが、電気工事との発注区分の考え方は。</p> <p>(1件目の抽出工事関係) 一般競争：農林水産省公務員宿舎（鹿児島）新築その他工事</p> <p>1 入札参加業者の総合評価における加算点の各者の内訳はどのようになっているのか。</p> <p>2 総合評価方式では、加算点を入札金額にどのように反映させるのか。</p> <p>3 総合評価の合計点を入札金額で割る方式は、国の発注機関では、同じ手法を採用しているのか。</p> <p>4 落札者となった者の評価について、「施工計画上考慮すべき事項」の3点は、どのような考え方で加点を行ったのか。</p> <p>5 審査結果であるが、資料の中で、会社側からどのような提案があって、どの提案を加点の対象としたのか判るように工夫してはどうか。</p>	<p>1 工事の主たる内容が、照明設備や受変電設備の場合は、「電気工事」で、電気通信設備や情報通信設備の場合は「電気通信工事」で発注している。</p> <p>1 入札参加業者5者の加算点内訳であるが、「企業に関する項目」と「配置予定技術者に関する項目」の合計は、入札執行調書の上から順に申し上げると、6点、4点、6点、3点、4点となっている。 また、「簡易な施工計画に関する項目」については、同じく上から順に申し上げると、2点、1点、7点、8点、3点という結果である。</p> <p>2 当方が実施している簡易型総合評価落札方式では、「除算法」を採用しており、入札参加資格が付与された者には標準点として一律100点を与え、それぞれに評価基準による加算点を合計している。 入札時に、総合評価合計点を入札金額で割った数字が「評価値」であり、予定価格の範囲内で、評価値の最も高い者が落札者となる。 しかしながら、今回の入札では最も高い評価値を得た者の入札金額が、「調査基準価格」を下回ったことから、「低入札価格調査」を実施することとなった。</p> <p>3 簡易型総合評価落札方式では同じような手法で落札者を決定していると聞いている。</p> <p>4 加点については、全者の提案内容からそれぞれの評価項目についての加点対象となる事項を抽出し、加点についての考え方をまとめている。この基準により、各者の技術提案に、加点対象の項目が2項目以上あった場合3点、1項目の場合1点を加点している。同者の「施工計画上考慮すべき事項」の提案では、①既存宿舎と新築宿舎の間に仮囲いを設置する等の加点対象の技術提案が2項目以上あったので3点を付与している。</p> <p>5 次回の審議資料からご指摘の点を工夫したい。</p>

6 施工条件に対する技術提案の評価についてであるが、離島である種子島の事情に詳しい者も審査委員に加わっているのか。

7 当該宿舍新築工事に係る設備工事は、別に発注されているのか。

8 設備工事の入札結果はどうであったのか。
また、落札業者はどこの業者であったのか。

9 設備工事の方が先に契約締結をした理由は。

10 今回の種子島のような離島における工事では、資材の輸送費、作業員の手配宿泊場所の確保等、積算単価に割増しの要素があると思われるが、予定価格の割増しを行っているのか。

また、そのようなことが低入札の要因となっていないのか。

(2件目の抽出工事関係)

一般入札：合同庁舎（本館）電子計算機室
空調設備改修工事

1 この案件は、入札参加者が1者であった訳であるが、その業者には、他に競争する業者がないということはあるのか。

2 それぞれの入札参加者に対して、技術提案の内容についての評価結果や加算点は通知されるのか。

3 1者応募であったことから本件を審議対象案件としたが、他の業者が参加しにくい条件が付されていたという可能性はないのか。

また、12月27日から1月4日の期間にシステム切替作業を行わなければならないということが障害となっていたのではないのか。

システム切替作業をこの時期に設定した理由はなにか。

6 審査については、当課の職員複数名で行っている。

7 建築・機械・電気設備工事について同時進行で発注している。

8 設備工事である管工事、電気工事については、総合評価落札方式で実施済みであり、両工事とも低入札であった。

また、管工事は、鹿児島市の業者、電気工事は、中種子町の業者が落札した。

9 建築、機械、電気の順に入札を行ったが、いずれも「低入札」となり、低入札価格調査を行ったところであるが、落札が決定するまでの作業時間の長短により建築の契約が遅れてしまった。

10 施工場所が離島であることによる予定価格の割増しは、建築・機械・電気工事のいずれも行っていない。

また、見積もりについては、他の工事と同様に、複数のメーカーから見積もりを聴取して最低価格に掛け率を乗じた単価を用いて予定価格を算出している

次に、低入札についてであるが、調査において当該業者の入札金額の分析を行ったところ、いずれも「共通費」を圧縮して入札していることが主な要因であった。

1 わからないような仕組みになっている。入札執行も電子入札で行っており、入札参加者が何者であるかわからない。

2 入札時点で、加算点数や加算評価された技術提案の内容については通知していない。通知内容は競争参加資格の有無についてのみである。

評価の結果については、落札決定後、当省のホームページで入札結果を公表しており、入札参加者の合計加算点や入札金額等を確認することとなる。

3 入札説明書入手した業者に対して、当方から、辞退理由の調査を行った訳ではないが、ある業者の意見では、①部品の調達面、②人員の確保面で年末年始のシステムの切替作業にリスクはあったと聞いている

電子計算機室のコンピューターを全て停止しなければならなかったことから、執務に支障がないこの期間に設定せざるを得なかった。

4 この工事は休日出勤となる訳であるが、予定価格では休日出勤分が加算されているのか。

5 総合評価の説明資料の中で、全て「標準案の範疇」と記載されているが、これは提案がなかったという意味なのか、それとも提案はあったが標準案レベルで評価に至るような内容ではなかったということなのか。

6 標準案どおりと記載しても問題はないのか。

(3 件目の抽出工事関係)

一般競争：門司植物防疫所白野江ほ場ガラス温室電気設備新設その他工事

1 この工事については、2者が入札参加して、いずれも「施工計画に関する項目」の評価が零点となっている。1者が標準案での提案、もう1者の提案内容が標準案レベルであったということなのか。

2 標準案はあるが、加算対象となるであろう提案内容については、想定しているのか。

3 「評価値」については、先ほど説明があったが、「評価基準値」はどのように計算するのか。

(4 件目の抽出工事関係)

指名競争：農林水産省公務員宿舎（沖縄）外壁改修その他工事

1 本工事では、特記仕様書でひび割れ補修や鉄筋爆裂等の部分について「出来高精算」となっているが、総合評価落札方式で実施した際の条件も同様であったのか。

2 現場の事前調査も、業者に行わせているのか。出来高精算では、もともとの請負金額より増加するものなのか。

3 今回の工事は入居したままで行ったのか。

4 指名競争入札で入札のやり直しを行っている

4 システムの切替作業については作業期間を休日に指定しているが、他の作業については、平日の作業であり、平日の作業が占める割合が多いことから、労務費の割増しは行っていない。

5 提案はあったが、その内容は標準案と同レベルの内容であると評価した。

6 提案書の書式に「標準案」というチェック欄があり、入札参加者は、「標準案」も選択することができる。標準案を選択すると、「施工計画に関する項目」は、加算されないがそれ以外の問題はない。

1 そのとおりである。

2 加算対象となる事項の詳細については、事前に検討していない。入札参加希望業者からの提案内容を審査して、個々の提案内容が、標準案レベルなのか加算に値する提案なのかを判断している。

3 「評価基準値」は、標準点100点を予定価格（税抜き）で除した値である。

1 そのとおりである。

2 現場の事前調査は、当方で行っている。しかしながら、高所の調査には、足場が必要なため、目視でしか事前調査できないことから、目視による概算で発注することになる。施工時に足場を掛け、クラックの長さ等の正確な調査を行い、精算することになる。事前調査の図面との差異が生じた場合には、設計変更で対応することとなる。

3 そのとおりである。

4 そのとおりである。沖縄県の北部地域で建築

が、どのような方法で業者選定を行ったのか。不調で終わった一般競争入札に参加した業者を除いただけか。

- 5 当該地域に所在する業者全てを指名したのか。
- 6 どのような理由でそうしたのか。
- 7 指名業者の中には、廃業の者も存在しているが、廃業しているか否かは事前に確認できないのか。
- 8 本工事は工期末が3月30日に設定されているが、設計変更が生じるということか。
- 9 設計変更の際の単価は当初の積算単価に数量及び落札率を掛けて予定価格を積算しているのか。
- 10 先ほどの説明で、全ての業者を指名した訳ではないとの説明があったが、何者程度残していたのか。
- 11 10者は恣意的に残した訳ではなく、順番に指名していったのか。

(5件目の抽出工事関係)

随意契約：合同庁舎（北別館）東側湯沸室給排水設備改修工事

- 1 新旧配管の切替えについて、給湯室が使えなくなると困ると思うが、どのように施工したのか。
- 2 作業は休日行うこととあるが先ほどの正月と同様で、労務費の割増しは行ったのか。
- 3 4件目の審議案件の場合は、総合評価落札

一式工事Cランクで登録されている有資格者の中から、一般競争入札に参加した業者を除き16者を指名業者として選定した。

- 5 そういう訳ではない。
- 6 一般競争入札の結果から、今回の指名競争入札においても、再び不調となった場合を想定して、ある程度の業者数は残していた。
言い換えれば、沖縄県でも僻地であるので、再度行う指名競争入札に備えてのことである。
- 7 有資格者名簿に登載されている以上現存している業者として取り扱っている。
また、公共工事を受注するためには、「経営事項審査」を受審することが義務づけられているが、最新の受審結果については、(財)建設業情報管理センターのホームページで公表されている。
そのサイトで、指名予定業者を検索し、審査結果が確認できれば現存する業者であるとして指名を行っている。
指名通知書や、青焼き図面が当方に返送され、さらに、電話でも当該業者と連絡がとれない場合には廃業として取り扱っている。
- 8 そのとおりである。現在、契約締結に向けて準備中である。
- 9 そのとおりである。
- 10 10者程度である。
- 11 そのとおりである。有資格者名簿で当該地域の業者を順番に指名していったが、26者と多く、今回は、指名業者数を16者までとし、再度の指名競争入札に備えて10者を今回の指名から外すこととした。

- 1 給湯室は二カ所あるので、工事期間中は片方を閉鎖した。
- 2 ここの庁舎の工事は、仕様書に土、日と記載していなくても土、日に行わなざるをえない状況であることから、割増しは行っていない。
- 3 場合による。1回目の最低入札金額と2回目の最低入札金額との下げ幅から判断する方法、

方式で2回目まで入札を執行して、落札に至らず、指名競争入札に変更しているが、今回は2回目まで入札をして、落札に至らなかったため不落随契に移行しているが、その違いは、

- 4 総合評価落札方式でも予定価格と最低入札金額との差が近づいていれば不落随契に移行する可能性もあるのか。
- 5 総合評価落札方式での入札の場合は、予定価格より上回った金額で応札した場合、失格になるのか。

(6 件目の変更契約関係)

変更契約：農林水産省公務員宿舎（雫石）
外1件解体撤去工事

1 この工事という「指定部分」とは、具体的になにを示すのか。また、それぞれの設計変更の内容は。

- 2 最後の精算は、何回目の変更契約で行われたのか。また、工事金額は変わったのか。
- 3 本工事は変更契約の回数が多いと思われるが、変更契約の回数の多い工事は多数あるのか。
- 4 変更が多かった原因は解体工事に伴う発生材処理の問題なのか。
- 5 なぜ杭の存置ができなかったのか。地中埋設物の撤去について財務事務所と協議を行ったのか。

(7 件目の抽出業務関係)

指名競争：農林水産研修所庁舎耐震改修その他工事設計業務

- 1 研修所第3寮が今回の耐震診断の対象となっていない理由は。
- 2 大手の設計業者が指名されているが、今

あるいは、2回目の最低入札価格と予定価格との乖離幅から判断する方法、工期未までの残り期間等、総合的に複数名で検討し、不落随契に移行するか否かを決めている。

- 4 その時点で、入札参加業者が1者しか残っていない場合移行するケースがある。
- 5 そのようなことはない。

1 当初の仕様書では、雫石宿舎の解体工事を「指定部分」として工期末を10月14日までとしていた。

本工事は、雫石宿舎と厨川宿舎の、2か所の宿舎の解体工事を一括発注したものである。雫石宿舎跡地については、当初、早い時期に盛岡財務事務所に引き継ぐ必要があったことから指定工期を10月14日に設定した。

その後、発生材のボリュームの精算ができなかったということで、11月17日まで第1回の変更契約を行った。

第2回については、厨川宿舎の発生材の数量確定ができないということで変更を行った。

第3回については、厨川宿舎の構内道路のアスファルト舗装の補修をする期間を確保するために1月15日まで工期を延長した。

- 2 第4回の変更契約で全て行い、約6万円程増額することとなった。
- 3 非常に珍しいことであった。
- 4 そのとおりである。
また、厨川宿舎は古い基礎で、古いの処分も本工事に含まれていたことも要因であった。
- 5 地中埋設物についても撤去し、更地にして財務事務所に変換するように要請があったためである。財務事務所と協議をしたが認められなかったと聞いている。

1 竣工年が昭和56年以降の建物であったため、構造計算が現在の建築基準法に合致しているため、耐震診断の対象外とした。

2 指名業者の選定は、指名基準に基づいて行われており、予定価格が1,000万円を超える業務

回の選定方法はどのような考え方で行ったのか。

3 耐震診断を専門に行っている業者が多々あると思われるが、それらの業者を指名しなかったのはなぜか。

4 耐震診断業務は外注したのか。

5 受注したのはどこの者だったのか。

6 耐震診断業務と実施設計を分割して発注した理由はなにか。

7 耐震診断結果や図面、構造計算書等、耐震改修工事の設計を行うのに必要な資料等はいつ提示したのか。

8 ある1者以外の業者は応札段階では、どの業者が作成した診断結果を用いるのかわからないということか。

9 耐震診断結果報告書等は入札前に入札参加者は閲覧できるようにはなっていなかったのか。

10 少なくともある程度の情報、保有耐力はどの程度である等は、入札前に周知しないと、応札者側からみればどの程度設計に時間をかけなければならない等、積算が難しくなるのではないか。

11 今回の建物も公表されているのか。

12 改修工事の設計に要する手間は、診断結果のデータがないと正確な算定は難しいと思われる。

M社は昨年、耐震診断業務を受注していたことから優位な立場で受注できたのだろうと思われる。

他の業者は、詳細な状況がわかっていないこともあって、結果として安全側に経費を捉えたことから、積算金額が高くなったと思われるが。

については、Aランクの業者を指名することとされている。また、同基準では、なお書きとして、下位ランクの業者を指名する場合は、指名される業者の2分の1を超えない範囲において指名することができることとなっている。

このため、今回の指名では、Bランクの業者も5者指名した。

本件は耐震診断業務であり、一般的な建築士事務所では受注できない業務であるため、(財)日本建築防災協会が作成した耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所名簿の中から、都内の業者をすべてを指名した。

3 当省の有資格者名簿に登録されていない業者は指名できないためである。

4 そのとおりである。

5 今回、実施設計を請け負ったM者が、昨年度に耐震診断業務を受注している。

6 耐震診断の業務は、耐震診断と、その結果に基づいた改修工事の概算及び概算工期を算出するという目的であった。その結果3つの改修計画案が提案され、予算要求額の基礎資料とした。

7 耐震改修工事の設計業者が決定した段階で、耐震診断結果報告書は貸与している。

8 耐震診断業務を実施した業者が、どこであったかということは示していない。

9 閲覧することはできなかった。

10 保有耐力については、数値までは公表されていないが、耐震診断結果の評価ランクについては、昨年の8月に国土交通省から公表されている。

11 当該建物についても公表されている。

12 結果として、M社が落札者となった。